

議第 74 号

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 50 号）の公布に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬を見直すため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分		報酬	費用弁償	区分		報酬	費用弁償
教育委員会委員の項～公平委員会委員の部（略）				教育委員会委員の項～公平委員会委員の部（略）			
選挙長	1 回	<u>12,200円</u>	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用	選挙長	1 回	<u>10,800円</u>	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用
投票管理者	1 回	<u>14,500円</u>		投票管理者	1 回	<u>12,800円</u>	
開票管理者	1 回	<u>12,200円</u>		開票管理者	1 回	<u>10,800円</u>	
投票立会人	1 回	<u>12,400円</u>		投票立会人	1 回	<u>10,900円</u>	
選挙立会人	1 回	<u>10,100円</u>		選挙立会人	1 回	<u>8,900円</u>	
開票立会人	1 回	<u>10,100円</u>		開票立会人	1 回	<u>8,900円</u>	
期日前投票管理者	1 回	<u>12,800円</u>		期日前投票管理者	1 回	<u>11,300円</u>	
期日前投票立会人	1 回	<u>10,900円</u>		期日前投票立会人	1 回	<u>9,600円</u>	

改正後				改正前			
			する。				する。
総合計画審議会委員の項～地方自治法 第174条に定める専門委員並びに地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第3条 第3項第2号、第3号及び第3号の2に 該当する職にある者のうち、前各号に該 当しないものの項（略）				総合計画審議会委員の項～地方自治法 第174条に定める専門委員並びに地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第3条 第3項第2号、第3号及び第3号の2に 該当する職にある者のうち、前各号に該 当しないものの項（略）			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）の公布に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬を見直すため、当該条例を改正するものです。

2. 概要

(1) 法改正に準じて報酬額を改めます。

非常勤特別職	改正後	改正前	比較差額
選挙長	12,200円	10,800円	1,400円
投票管理者	14,500円	12,800円	1,700円
開票管理者	12,200円	10,800円	1,400円
投票立会人	12,400円	10,900円	1,500円
選挙立会人	10,100円	8,900円	1,200円
開票立会人	10,100円	8,900円	1,200円
期日前投票管理者	12,800円	11,300円	1,500円
期日前投票立会人	10,900円	9,600円	1,300円

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第1項関係)

(3) この条例の施行日以後に公示又は告示される選挙から適用し、施行日前日までに公示又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)